

公立大学法人首都大学東京
平成 19 年度 年度計画

平成 19 年 3 月

公立大学法人首都大学東京

目次

平成 19 年度 年度計画の基本的な考え方	1
I 計画の期間及び法人の組織	2
1 計画の期間	2
2 法人の組織	2
II 首都大学東京に関する目標を達成するためにとるべき措置	3
1 教育に関する目標を達成するための措置	3
(1) 教育の内容等に関する取組み	3
【入学者選抜】	3
【教育課程・教育方法】～学部教育における取組み～	3
【教育課程・教育方法】～大学院教育における取組み～	5
【教育の質の評価・改善】	5
(2) 学生支援に関する取組み	6
【学修に関する支援】	6
【学生生活支援】	7
【就職支援】	7
【留学支援】	7
【外国人留学生支援】	7
【適応相談】	7
【支援の検証】	8
2 研究に関する目標を達成するための措置	9
(1) 研究の内容等に関する取組み	9
(2) 研究実施体制等に関する取組み	9
3 社会貢献に関する目標を達成するための措置	10
(1) 産学公連携に関する取組み	10
(2) 都政との連携に関する取組み	10
(3) 都民への知の還元に関する取組み	11
III 産業技術大学院大学に関する目標を達成するためにとるべき措置	12
1 教育に関する目標を達成するための措置	12
(1) 教育の内容等に関する取組み	12
(2) 教育実施体制等の整備に関する取組み	12
(3) 学生支援に関する取組み	12
2 研究に関する目標を達成するための措置	13
(1) 研究の内容等に関する取組み	13
(2) 研究実施体制等の整備に関する取組み	13
3 社会貢献に関する目標を達成するための措置	13
(1) 中小企業活性化に関する取組み	13
(2) 都民への知の還元に関する取組み	13
(3) 高度専門技術者の育成に関する取組み	13

IV	東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、 東京都立短期大学に関する目標を達成するためにとるべき措置	14
1	教育に関する目標を達成するための措置	14
(1)	教育の内容等に関する取組み	14
(2)	学生支援に関する取組み	14
V	法人運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	15
1	業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	15
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	15
3	人事の適性化に関する目標を達成するための措置	16
4	事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	16
VI	財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	17
1	外部資金等の増加に関する目標を達成するための措置	17
2	授業料等学生納付金に関する目標を達成するための措置	17
3	オープンユニバーシティの事業収支に関する目標を達成するための措置	17
4	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	17
5	資産の管理運用に関する目標を達成するための措置	18
6	剰余金の適切な活用による戦略的な事業展開に関する目標を 達成するための措置	18
VII	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成する ためにとるべき措置	19
VIII	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	20
1	広報活動の積極的展開に関する目標を達成するための措置	20
2	情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	20
3	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	20
4	安全管理に関する目標を達成するための措置	21
5	社会的責任に関する目標を達成するための措置	21
IX	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	22
X	短期借入金の限度額	22
XI	剰余金の使途	22
XII	施設及び設備に関する計画	22
(別紙)	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	23
1	予算	23
2	収支計画	24
3	資金計画	25
[別表]	法人の組織	26
1	教育研究組織	26
2	事務組織	28

平成 19 年度 年度計画の基本的な考え方

平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年間で中期計画を達成するため、平成 19 年度において取り組むべき事項を年度計画として定め、着実な事業展開を図る。

平成 19 年度は、第 1 期中期計画の中間年度にあたることから、これまでの取組状況の検証を踏まえ、大学改革の理念をより具体化し、大学の「強み」を一層高い水準へ押し上げ、改革をさらに加速していく。

このため、以下の取組を進めていく。

- ・ 首都大学東京においては、特色ある教育課程(基礎ゼミナール、都市教養プログラム他)、授業改善の取組、学生の自己開発力の形成支援、オープンユニバーシティなど、これまで進めてきた様々な取組について、大学の理念実現に向け、着実に実施していく。
また、自然・文化ツーリズムコース・観光科学専修の開設準備など、新たな取組を着実に進めるほか、国際化の推進など、大学の特色を一層発揮させる取組も行う。
- ・ 産業技術大学院大学においては、開学 2 年目であり、PBL 教育、オープンインスティテュート、産業界との連携など、特色ある取組の積極的展開を図る。
また、創造技術専攻(仮称)の開設や、産業技術高等専門学校との連携に向けた準備も進める。
- ・ 学生サポートセンター、産学公連携センター、都との連携施策など、学生サービスの提供や社会貢献を推進する取組については、これまでの実施状況を踏まえ一層の充実を図る。
- ・ 上記諸課題の実施にあたっては、理事長・学長が定める全体方針のもとに、経営審議会、教育研究審議会及び経営・教学戦略委員会などを活用し、教育研究組織及び事務組織が迅速かつ的確に方針を具体化し実施することにより、的確かつ円滑な法人・大学運営の実現を図る。

I 計画の期間及び法人の組織

1 計画の期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

2 法人の組織

別表のとおりとする。

Ⅱ 首都大学東京に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組み

【入学者選抜】

- 学部の入学者選抜
 - ・ 平成 20 年度入試に向けたアドミッション・ポリシー（全学、学部ごと、募集単位ごと）をまとめ、より一層の周知を図るため、発信方法の充実を図る。
 - ・ 平成 20 年度入試の実施に向け、AO入試、推薦入試、後期日程などの入試の枠組みを総合的に検証し、その結果を反映する。
 - ・ これまでの実施結果を反映し、入試委員会で、平成 22 年度の入試制度について基本方針を策定するとともに、中長期的な入試の質の向上を図るための検討についても取り組んでいく。
 - ・ 首都大学東京の 1 期生、2 期生の成績データを分析し、制度検討部会の議論を踏まえ、入試区分ごとに募集数、出願要件など入試方法の改善に反映させていく。

- 大学院の入学者選抜
 - ・ 各研究科の特性に応じた選抜時期、選抜方法などの工夫を図る。
 - ・ 平成 18 年度の実施結果を検証し、入学者選考の円滑な実施を進めるための工夫を図る。

- 入試広報
 - ・ オープンキャンパス（大学説明会、キャンパス散歩など）については、在学生が参加する企画の拡大や、保護者向けの企画など、実施内容のより一層の充実を図る。
 - ・ ホームページは、これまでのアンケート結果などを踏まえ、情報の更新頻度を高め、また、受験生のニーズに沿った内容の充実を図る。
 - ・ 進学ガイダンスの参加にあたっては、これまでの実施結果を検証し、受験生のニーズに合った内容となるよう工夫を図る。
 - ・ 高校訪問、出張講義など、高校との連携については、全学及び学部の特色を生かした内容の充実を図り、高校と本学との信頼関係を強化する。
 - ・ 平成 18 年度の実施結果を検証し、学部・大学院の特性に応じ、より効果的な広報となるよう工夫を図る。

【教育課程・教育方法】

～学部教育における取組み～

- 大学の基本理念を実現するため、下記の取組を行う。
 - ① 単位バンクシステムの導入
 - ・ 制度の一層の普及を図ることなどにより、学生が利用しやすい体制づくりを行う。
 - ・ 単位認定の対象となる社会活動の拡大に向けて検討する。
 - ・ 長期履修制度について、詳細なニーズ調査を実施するなど、具体的な検討を進める。
 - ・ 他大学等の事前認定科目のシラバスを、学内に電子公開する。
 - ・ 平成 18 年度に実施した調査結果の分析等を踏まえ、学生が主体的に学び自己を開発していく力の育成を支援する方策などについて検討を行う。

- ② 基礎ゼミナールの導入
 - ・ 各クラスに分かれての「基礎ゼミナール」については、クラス数を増やすとともに、適正規模のクラス人数となるよう、引き続き調整を行う。
 - ・ 大学内外の卓越した人材を講師とするなど、引き続き、都市文明講座（4月に全4回開講）の内容の充実に努める。
 - ・ 実施状況を検証し、学生の課題発見能力、プレゼンテーション能力を高めるため、さらなる充実に努める。
- ③ 都市教養プログラムの導入
 - ・ 時間割配置を工夫するなどにより、内容及び学生の履修の利便性などの充実に図る。
 - ・ さらに学際的・総合的なものとなるよう検討を進める。
- ④ 実践的英語教育の導入
 - ・ 全学共通の必修科目（8単位ただし健康福祉学部は6単位）として、日本語教員及びNSE講師による実践英語科目（1年次対象各78クラス（再履修クラス除く）、2年次対象各68クラス（再履修クラス除く）、全584コマ）を開講する。
 - ・ 入学時のクラス編成テストにより、適正なレベル別クラス分けを行う。
- ⑤ 課題解決型情報教育の導入
 - ・ 全学共通の必修科目（2単位）として「情報リテラシー実践Ⅰ」を、選択科目（2単位）として「情報リテラシー実践ⅡA」「情報リテラシー実践ⅡB」を開講する。なお、レディネス調査や学生による授業評価、各学系・コースなどの要望を検証し、さらに充実に図る。
 - ・ 「情報リテラシー実践Ⅰ」は、コースごとのクラス編成を行う学部を増やし、前期に36クラス（1クラス原則50人）開講する。
 - ・ 「情報リテラシー実践ⅡA」「情報リテラシー実践ⅡB」を、後期にそれぞれ11クラス、14クラス、計25クラス開講する。
 - ・ 学生による授業評価など実施状況の検証への取組を強化し、充実に努める。
- ⑥ 体験型インターンシップの導入
 - ・ これまでの実施結果を踏まえ、体験型インターンシップの意義・目的を実現するため、これらについての事前学習を行った後、学生に実習希望先を選択させるなどの改善を図り、学生の実習に対する意欲・モチベーションの向上を図る。
 - ・ 選択科目（2単位）として受入箇所約300箇所、受入人数1,000名程度で実施する。
 - ・ 平成20年度に履修を希望する全学生の実習が実現できるよう、都庁及び都の外郭団体をはじめとして、区、市、民間企業等の実習先の拡大を行う。
- 専門教育の充実
 - ・ これまでの実績を踏まえ、全学的な方針を定め、これに基づき、学部・学科・系・コースごとに具体化を図る。
 - ① 育成する人間像
 - ② ①に基づいた人材を育成するためにどのような教育内容・方法を工夫、実施していくかと、それをどのような段階を追って達成していくか
 - ③ 専門的な知識の習得能力・洞察力・探求力の育成向上のための専門科目の構成・内容等の点検
- 分散型キャンパスへの対応
 - ・ 平成18年度に定めた平成19年度の対応策を各キャンパスと連携しながら実施し、効果的な教育成果をあげられるように、教育学習環境の充実に努める。

- ・ これまでの検討を踏まえ、遠隔教育の必要性に向けた検討などを行う。

○ 教育実施体制の整備

- ・ 教育学習環境のニーズについて、各学部・系と教務委員会との連携をもとに、対応の充実を図っていく。

～大学院教育における取組み～

○ 大学院教育の充実

- ・ 次の点について全学的な方針を定め、研究科・専攻・系・専修ごとに具体化を図り、大学院設置基準の改正の趣旨も踏まえながら、平成 18 年度の新しい研究科構成による教育研究活動を着実に実施する。

① 育成する人間像

- ② ①に基づいた人材を育成するためにどのような教育内容・方法を工夫、実施していくかと、それをどのような段階を追って達成していくか

- ③ 専門的な知識の習得能力・洞察力・探求力の育成向上のための専門科目の構成・内容等の点検

○ 高度専門職業人の養成

- ・ 社会科学研究科法曹養成専攻や経営学専攻における人材の養成を進めるとともに、人間健康科学研究科看護科学系において、専門看護師教育課程の認定申請を行い、教育課程を設置する。

○ 大学院における社会人のリカレント教育

- ・ 社会科学研究科経営学専攻、理工学研究科、都市環境科学研究科地理環境科学専攻・都市システム科学専攻、人間健康科学研究科において夜間や土曜日の開講を行い、高度専門職業人の養成など社会人のリカレント教育ニーズへの対応の充実を図る。

【教育の質の評価・改善】

○ ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施

- ・ 基礎教育科目に関するFDの実施、各学部等における専門教育科目に関するFDへの支援の一層の充実を図るとともに、大学院におけるFDの義務化に伴い、大学院を対象とした支援を行っていく。
- ・ 平成 18 年度の実施内容を充実させるとともに、授業の改善方策の周知を図る。
- ・ 基礎教養科目に関する科目について、教員への授業公開による相互評価の実施に向け、さらに検討する。
- ・ 都市教養プログラム、情報リテラシー実践 I、実践英語、基礎ゼミの都市教養科目群などの授業評価を実施し、実施結果の検証に対する取組を充実する。
- ・ FD委員会において、各研究科へ、全面的に支援を行っていく。

○ 自己点検・評価（教育研究分野）の実施

- ・ 教育研究分野の自己点検・評価について、自己点検・評価委員会を中心に、認証評価に向けた点検・評価活動や、業務実績報告書の作成に伴う自己評価に取り組む。
- ・ 自己点検・評価結果はホームページ（HP）などで学内外に公表するとともに、自己点検・評価委員会及び教育研究審議会で改善策を検討し、教育現場への反映を図る。

- 第三者評価の実施
 - ・ 認証評価機関による評価に対応するための学内体制を整備しながら、評価に向けた準備を進める。
- 成績評価基準の作成
 - ・ これまでの検討を踏まえ、全学的な方針の検討を行い、基礎教養科目について、成績分布状況を検証し、成績評価の一層の改善に努める。
 - ・ 基礎教養科目について、平成 18 年度の実施結果を踏まえ、成績評価の分析・検証に対する取組を充実する。
 - ・ 専門教育科目について、これまでの検討状況を踏まえ、各学部における成績分布状況の分析など、成績評価の一層の改善に向けた取組を進める。
 - ・ 各学部等は、専門教育科目について、学生からの成績評価に関する問い合わせに対し、正確性と公平性を担保するための対応措置を検討する。
- 情報の公表
 - ・ 自己点検・評価結果等、教育に関わる情報について、HPなどを活用して積極的に公表する。

(2) 学生支援に関する取組み

- 学生サポートセンターの設置
 - ・ これまでの実施状況や学生のニーズの聴取を踏まえるとともに、分散型キャンパスにも対応した学生に対する支援策の質の向上に取り組む。
 - ・ 知のキャリア形成支援連絡会議、学生委員会などにおける検討事項を踏まえ、すべての学生が有意義な学生生活を円滑に送るとともに、進路を主体的に決定できるよう、教員が主体となって、学修カウンセラーなどとの連携体制により、支援の充実を図る。
 - ・ これまでの実施状況を検証し、目標設定に悩む学生に対して、履修相談・就職相談・適応相談・教員のオフィスアワーなどによるきめ細かな指導・支援の充実を図る。

【学修に関する支援】

- 履修相談体制の整備
 - ・ これまでの実施状況を検証し、専門領域に関する相談への学部教員の相談体制を強化する。
 - ・ 学生が自ら描く将来像に向かい、目的意識をもって学修に臨めるよう、各窓口・教員・学修カウンセラー・基礎教育センター間の全学的な連携体制のもとで、履修相談や進路選択などについてきめ細かな指導・支援を行う。
 - ・ 各学部等は、これまでの実施状況を検証し、教員のオフィスアワーなど学修に関するきめ細かな指導・支援の充実を図る。
- 図書情報センターによる学修支援
 - ・ 電子ジャーナル基本方針に基づき、現行電子ジャーナル、オンラインデータベースなどの整備・充実に努める。
 - ・ 書籍・資料の良好な保全に向けて、選書基準及び蔵書点検計画を策定する。
 - ・ 司書の資質及び企画・調整能力の向上並びに図書情報センター各館相互の情報共有化の推進などにより、センター全体の機能の充実を図る。
 - ・ 図書館広報の充実や、情報リテラシー授業支援などの利用者教育をさらに充実する。
 - ・ 大学図書館間の相互貸借の有効活用や、他の図書館との連携など、学術情報の提供の充実を図る。

- ・ 利用者のニーズの的確な把握・分析のため、図書館の利用に関する調査を実施する。

【学生生活支援】

- ・ 分散型キャンパスにも対応した情報提供の充実を図り、また、健康相談体制の充実についても検討を行う。
- ・ 大学行事やサークル活動など、学生の自主的な諸活動を積極的に支援する。
- ・ 成績が特に優秀な学生に対する授業料減免制度を実施する。
- ・ スポーツ・文化活動表彰及び研究活動表彰の実施に向けた取組を進める。

【就職支援】

- ・ 各学部・研究科との連携を図りながら、学生のニーズに応えた各種就職支援行事、学生一人ひとりの能力、適性に十分配慮したきめ細かな支援を、各キャンパスにおいて実施していく。
- ・ 教員、学修カウンセラー及び学生サポートセンターが連携し、各種プログラムを実施する。
- ・ 同窓会、the Tokyo U-club との連携を図りながら、就職支援行事及び企業訪問等を実施する。
- ・ 外部講師による外国人留学生向け就職ガイダンスを実施し、外国人留学生の就職支援を行う。

【留学支援】

- ・ 支援計画の実施を検証しつつ、資料室資料の充実、留学説明会・留学準備講座の開催、個別相談の実施など、きめ細かい支援を行う。
- ・ 留学生・留学支援計画に基づく支援の実施及び検証を行う。

【外国人留学生支援】

- ・ 支援計画の実施を検証しつつ、国際交流会館の活用、チューター制度の実施、住居斡旋、外国人留学生相談、オリエンテーション・セミナーの実施など、きめ細かい支援の充実を図る。
- ・ オリエンテーション・セミナーの開催や個別相談などの充実を図りながら、外国人留学生のニーズを的確に把握し、支援の質の向上に取り組む。
- ・ 学生課HPにおいて、留学生に対応した内容の充実を図るなど、確実な情報提供を行う。
- ・ 外国人留学生に対し、初級から超上級まで、各学生の日本語レベルに対応した日本語学習支援・日本事情教育を実施する。
- ・ 留学生・留学支援計画に基づく支援の実施及び検証を行う。

【適応相談】

- ・ 大学生活で生じる対人関係・性格・心理適応上の問題などに対して、より効果的な対応ができるよう、専門の心理カウンセラーによる個別カウンセリングの充実を図る。
- ・ 特に、精神的に不安定な学生については、指導教員や学内諸機関間の連携のもと、きめ細かい対応を行う。
- ・ 学生相談室において、学生に対する能力開発のためのカウンセリングや心の健康増進活動等に加え、教職員への啓発的なコンサルテーション活動を実施する。
- ・ 各キャンパスの特性を踏まえつつ、全キャンパスの連携強化に向けた取組を進める。

【支援の検証】

- 定期的かつ継続的な検証
 - ・ より効果的なアンケートの実施へ向け、他部門との連携により検討する。
 - ・ これまでの支援内容の検証、学生ニーズをもとに、支援策を検討し、実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の内容等に関する取組み

- 研究の方向性
 - ・ 教員一人ひとりが、中期計画期間中に確実な成果を実現することを目指し、それぞれの専門分野における研究を推進する。その際、大学の使命及び学術の体系化の双方を意識する。
 - ・ 大都市の課題解決に資するため、先端的、学際的研究に取り組むとともに、長期的視野に立脚した課題に取り組む。
 - ・ 東京都の試験研究機関や他大学などとの共同研究・共同プロジェクトを推進し、大都市の諸問題の解決に貢献する。
- 海外の研究機関との連携
 - ・ 海外の大学や試験研究機関と連携し、アジアをはじめとする世界の都市問題の解決に貢献する。
 - ・ 国際化を戦略的に推進していくため、全学的な体制の整備など、国際化の基盤強化に向けて検討を行う。
- 研究成果の社会への還元
 - ・ 学術論文の発表、学会活動、オープンユニバーシティでの講座の提供等により、研究成果を幅広く社会へ発信する。
 - ・ 産業界や東京都をはじめとする自治体、地域社会等との連携を積極的に進め、研究成果を広く社会に還元する。
 - ・ 社会への発信、還元の実績をとりまとめる。
- 研究成果の評価
 - ・ 平成 17 年度の一般財源研究費の研究成果の評価の実績を踏まえ、評価制度の充実に向けた取組を進める。

(2) 研究実施体制等の整備に関する取組み

- 研究環境の支援
 - ・ 設定された重点研究分野の研究に対し、必要な研究環境の支援を行う。
 - ・ 首都大学東京の「強み」を一層発揮するため、全学的な体制の整備など、戦略的な研究推進に向けた検討を行う。
- 研究者の相互交流
 - ・ 国内外の大学、研究機関等との間で、研究者の相互交流を行う。
- 研究費の配分
 - ・ 研究費の効果的な配分を実施するため、引き続き配分内容の検証を重ねていく。
- 外部資金等の獲得
 - ・ 企業等からの外部資金や、科学研究費補助金、その他の国の競争的資金を積極的に獲得するため、関連する事務組織は情報提供をはじめとする適切な支援を行う。
 - ・ 外部資金等のより適切な管理に向けて、体制の見直しなどに取り組む。
 - ・ 各教員は積極的に外部資金獲得を進める。
 - ・ 平成 20 年度科学研究費補助金の申請にあたっては、部局ごとの取組を進めるとともに、事

務組織の申請受付体制を見直すなど、研究計画調書の質の向上、教員数を上回る申請件数を目指す。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 産学公連携に関する取組み

- 産学公連携の強力な推進
 - ・ これまでの実施状況及び利用者のニーズなどを踏まえ、企業等が活用しやすい情報提供の充実を図る。
 - ・ コーディネータは、地域企業団体や産業支援機関との連携を強化し、企業ニーズ等の情報把握及び教員への情報提供の充実を図る。
 - ・ 情報の共有化や研究シーズ発表会の運営などにおいて、コーディネータと教員との協働体制を強化する。
 - ・ 他大学や研究機関との連携を図るため、研究情報の共有化などを通じたコーディネート活動を強化する。
 - ・ コーディネータの活動をさらに強化し、受託研究・共同研究等を充実させ、引き続き年間250件以上の成立を目標とする。
 - ・ 秋葉原サテライトオフィスにおいて、引き続きセミナー等を開催するとともに、実施内容の充実を図る。
 - ・ 秋葉原サテライトオフィスを活用し、大学・研究機関と中小企業の交流の場を設けるなど、産学公連携を推進する。
 - ・ 東京都関連の産業支援機関及び試験研究機関と連携し、中小企業と大学との連携促進に向けた活動を推進する。
- 産学公連携の共同研究等を推進する方策
 - ・ 産学公連携センターで戦略的に実施する研究支援事業を、リーディング・プロジェクトとして位置付け実施する。
- 知的財産の管理・活用
 - ・ 知的財産の権利化及び技術移転について、活用可能性に応じて、取組を一層進める。
 - ・ 発明内容に応じて、外部技術移転機関を活用する。
 - ・ 特許について、年間50件の出願をめざす。

(2) 都政との連携に関する取組み

- 都との連携事業の推進
 - ・ 都との一層の連携強化に向け、各局と緊密に調整を図り、都のニーズを的確に把握するとともに、それぞれのニーズに応じた連携方法の提案、事業化など迅速な対応を行う。
 - ・ 平成19年度に事業化された事業を着実に実施するほか、一層の連携強化に向けて各局との調整を図る。
- 都の試験研究機関や博物館・美術館などとの連携
 - ・ オープンユニバーシティにおいて、都庁各局、都監理団体等との連携講座の拡大を図るとともに、区市町村との連携講座を実施する。
 - ・ 産業労働局、建設局等の試験研究機関との共同研究・共同事業を進める。
 - ・ 東京都歴史文化財団との連携協議会の開催等により、文化施設の担当者と関係コース教員との交流や、授業等での学生の文化施設利用等、都の文化施設との連携・協力を進める。

(3) 都民への知の還元に関する取組み

- 生涯学習、継続学習のニーズへの対応（オープンユニバーシティ）
 - ・ 300 講座程度を基本とし、受講者のニーズや首都大学東京の特色を反映させ、講座数及び内容等の充実に取り組む。
 - ・ 都や区との連携講座、職員研修支援のための講座、産学連携講座などの充実を図る。

- 日本語教育講座等の開設（オープンユニバーシティ）
 - ・ 平成 18 年度を上回る日本語学習者のための支援講座を開設する。
 - ・ 日本語遠隔教育システムの利活用を検討する。

- オープンユニバーシティの都心展開
 - ・ 都民等が通所しやすい飯田橋キャンパス（東京区政会館）を中心に講座を展開する。

- オープンユニバーシティの講座の定期的な改善・見直し
 - ・ 講座に対する評価結果及びその改善方法等について、これまでの実施状況を検証し、都民・受講者ニーズの反映に向けた取組を充実させる。

- 一般開放・学術情報の発信（図書情報センター）
 - ・ 都民開放の着実な実施を行うとともに、大学図書館等職員の利用の活性化に向けた検討を行う。

Ⅲ 産業技術大学院大学に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組み

- 専門的知識を有する学生の確保
 - ・ 入試実施体制、選抜方法など入試制度全般について、改善を進め、あわせて効果的な広報を行う。
 - ・ また、専門的知識を有する学生を確保するために、創造技術専攻の募集についても、社会人を対象にAO入試を実施する。
- 実践型教育の推進
 - ・ ニーズからシーズ、技術から社会という2つの軸で展開した9個の課題からなるPBL教育を本格的に実施する。
- 継続的な教育の質の向上
 - ・ FDフォーラムの開催等により外部有識者や産業界等の意見を積極的に取り入れ、積極的なFD活動を進め、情報アーキテクチャ専攻の教育の質の向上に努める。
 - ・ 運営諮問会議を通じて産業界の意見を積極的に取り入れ、教育内容を充実していく。
- 創造技術専攻（仮称）開設準備
 - ・ 平成19年度に、文部科学省に対して、創造技術専攻（仮称）の申請を行う。
 - ・ 文部科学省認可後に、学生を募集し、入学試験を実施し、本専攻に入学するにふさわしい学力・専門知識を有する学生を確保する。
 - ・ 教育課程の編成、教育システムの構築、改修工事や備品購入など開設準備業務を確実に実施する。

(2) 教育実施体制等の整備に関する取組み

- 企業や他大学との連携
 - ・ 企業や他大学とのより一層の連携を進めていくとともに、平成18年度に琉球大学等との間で締結した協定に基づき、研究会等教育研究上の交流を深めていく。
- 最新技術の動向に対応する実務家教員の確保
 - ・ 創造技術専攻の開設に向け、専門職大学院設置基準に適合するよう、実務家教員を確保する。また、産業界を含め、技術者等多様な人材の講師への招へいを検討する。
 - ・ 運営諮問会議メンバーと協力して、教員の研修体制の整備を行う。

(3) 学生支援に関する取組み

- 学習環境の整備
 - ・ 創造技術専攻（仮称）の開設に向け、教室、自習室、演習室等の施設の整備、教育研究用設備の導入等、新専攻の教育研究環境を整備する。
- 柔軟な学習時間の設定と学習支援
 - ・ 専門職大学院である本学にふさわしい就職支援体制を整備するとともに、就職支援室を設置する。

- ・ 就職支援室において、就職に関する資料を充実させるとともに、就職を希望する学生に対し丁寧な支援活動を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の内容等に関する取組み

- 情報アーキテクチャ専攻における研究の推進と付加価値の創造
 - ・ PBL教育におけるプロジェクトの実施及び実施結果に基づく改善を行うなど、PBL教育に関する研究を推進していく。

(2) 研究実施体制等の整備に関する取組み

- 現場ニーズと最新技術の反映
 - ・ 運営諮問会議をはじめとする産業界との連携や、多様な外部人材を活用することで本学の教育・研究活動の内容を現場ニーズや最新技術が反映されたものとするべく、共同して講座を提供したり、共同研究や共同事業を実施していく。
- 産学公連携センター等との連携体制の構築
 - ・ 企業、大学、試験研究機関、各種団体等のネットワーク構築を強化する。
 - ・ また、首都大学東京や東京都との連携体制の強化を図る。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 中小企業活性化に関する取組み

- ・ 大学院教育のほか、オープンインスティテュート開設講座を中小企業へ積極的に周知し、参加を促していくことで、中小企業の活性化に貢献していく。
- ・ 都との連携事業であるデザイン、MOTの人材育成事業等を通じて、都の産業振興等へ貢献していく。
- ・ また、行政や産業界との連携体制の構築により、共同事業や共同研究を進めていく。

(2) 都民への知の還元に関する取組み

- ・ オープンインスティテュートで実施する講座や事業の中に、広く都民も参加できる企画（講演会やシンポジウムなど）も盛り込んでいく。

(3) 高度専門技術者の育成に関する取組み

- ・ 産業界の意見も参考に、産業技術高等専門学校との連続性を持ったカリキュラムを検討・作成し、高度専門技術者の一貫教育について、高専との連携を強化していく。

IV 東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、東京都立短期大学に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組み

- ・ 東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学に在学する学生・院生に対し、履修指導をはじめ、教育課程の保障のための的確な措置を講ずる。
- ・ 成績不振などにより退学勧告を受けた学生に対して、面接を行い、適切な個別指導を行う。
- ・ 東京都立短期大学に引き続き在学する学生（留年生）に対しては、教育課程の保障のための措置を講じるとともに、早期の卒業が可能となるよう、きめ細かな学習・進路指導を行う。

(2) 学生支援に関する取組み

学生サポートセンターにおいて履修相談、就職支援、適応相談など学生支援を行う。

○ 履修相談

- ・ 履修相談を行い、きめ細かく指導・支援を行う。

○ 就職支援

- ・ すべてのキャンパスで卒業後の進路について100%把握を行う。
- ・ 各就職担当教員と連携を図りながら、学生一人ひとりの能力、適性等に十分配慮したきめ細かな支援を行い、学部卒業生の就職・進学率100%を目指す。
- ・ 同窓会、the Tokyo U-clubとの連携を図りながら、就職支援行事及び企業訪問等を実施する。
- ・ 卒業生に対する追跡調査を行い、就業状況等を把握する。

○ 適応相談

- ・ 学生相談室において、専門の心理カウンセラーが個別カウンセリングを実施する。

V 法人運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 戦略的な法人運営制度の確立
 - ・ 法人・大学の運営に関する方針等の周知徹底を図るため、教職員向けの情報伝達・提供の充実を図る。
 - ・ これまでの実施状況を踏まえ、企画立案機能の強化、戦略的運営の推進を図るため、基礎的データの収集・分析の充実を図る。
 - ・ 法人の研修体系を構築するとともに、今後の法人・大学運営を担う職員についての育成プログラムを実施する。
 - ・ 教育研究の活性化及び効果的かつ効率的な業務運営の実現に向けた理事長・学長の戦略的な意思決定の補佐機関として、経営・教学戦略委員会を一層活用していく。
 - ・ これまでの予算執行状況、決算、各部門の取組状況を検証し、重点的に取り組むべき事業への予算配分など、法人の戦略的事業展開に向け検討を行う。
- 効率的な法人組織の整備
 - ・ 新大学院の設置などを踏まえ、教員役職者の兼務、審議組織の一体的運営などにより各大学の効率的運営を図る。
 - ・ 4大学の学年進行に伴う学生数の減及び首都大学東京の学年進行に伴う学生数の増を踏まえ、効率的な組織体制の整備を行う。
- 迅速な意思決定の仕組みの構築
 - ・ 理事長・学長の迅速な意思決定やリーダーシップを補佐し、これを的確に反映した円滑な法人・大学運営を実現するため、昨年度整備した仕組みに基づき運営委員会の活用を図る。
- 監事による監査の実施
 - ・ 平成18年度の実施状況を踏まえ、法人運営の不断の見直しを図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 学部教育における新分野の構築
 - ・ 平成19年度以降の新コース開設へ向けた取組みを進める。
 - ① インダストリアルアートコースについては、平成20年度からの日野キャンパスにおける教育環境等の整備を進める。また、大学院の在り方についても検討を行う。
 - ② 平成19年4月からの都市政策コースに3年次の学生を受け入れ、コースの教育活動を本格的に開始する。
 - ③ 自然・文化ツーリズムコース及び観光科学専修については、大学院入試の実施、教育課程の詳細設計など、着実に準備を行う。また、東京都産業労働局及び環境局からの委託を受け、東京都からの寄附講義を実施する。
- 教育研究組織の定期的な見直しのシステムの確立
 - ・ 教育研究組織に関する定期的な自己点検・評価、外部評価等、各種評価を組織的に行える体制を整備する。
- 部局長のリーダーシップの確立
 - ・ 法人・大学の全体的な運営方針を踏まえ、部局長が権限や役割に応じたリーダーシップを十全に発揮できるような体制の確立を図る。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 現員管理
 - ・ 引き続き学部の教員設定数に基づき適切な現員管理を行い、人件費総額の節減に努める。
- 教員への任期制・年俸制、業績評価制度の導入
 - ・ 教員の意欲と努力に応える人事制度を引き続き適切に運用する。
 - ・ 引き続き任期制・年俸制の安定的な運用を図る。
 - ・ 年度評価の試行結果を踏まえ、教員評価制度の本格実施に取り組むとともに、任期評価の具体的方法について整備を進める。
- 戦略的な教員人事の実施
 - ・ 人事委員会、教員選考委員会を引き続き有効活用し、教員人事の年度計画など教員人事管理の仕組みを充実させ、戦略的な人事を実施する。
 - ・ 引き続き研究機関等からの任用拡大や外部招聘人事などの検討を行い、教員人事の充実を図る。
- 教員採用における公平性・透明性の確保
 - ・ 教員採用について、原則として、公募制により実施する。
- 勤務時間管理の弾力化
 - ・ 裁量労働制の適性かつ円滑な実施が確保できるよう、運用上の改善に努めていく。
 - ・ 兼業・兼職を通じた社会貢献や学内の活性化等に留意しつつ、適切な制度の運用を図る。
- 固有職員等の活用
 - ・ 業務の内容に応じて、固有職員・人材派遣職員の適切な活用を図る。また、これまでの導入実績を踏まえ、導入分野について適切な見直しを行う。
 - ・ 法人職員の新人事制度の導入を踏まえ、都派遣職員・固有職員・人材派遣職員の職務内容に応じ、適切な役割分担を図り、都派遣職員数の縮減について、業務運営の状況等を勘案しつつ、計画的に進める。
- 固有職員の人事給与制度の整備
 - ・ 平成 19 年度から法人職員の新人事制度を導入し、法人・大学の未来を担う人材の確保・育成を図る。

4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置

- 情報ネットワークの整備
 - ・ キャンパス間ネットワークについて、これまでの改善状況を踏まえ、利便性の向上と経費の削減に向けた検証を行う。
- 効率的な執行体制に向けた定期的な事務組織の見直し
 - ・ 各大学の事務執行の効率化を図るため、学年進行にあわせ、学内事務組織の見直しを行う。
- アウトソーシングの活用
 - ・ 効率的な業務執行を図るため、業務委託や人材派遣などを積極的に活用する。

VI 財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部資金等の増加に関する目標を達成するための措置

- 全学的な外部資金等の獲得
 - ・ 企業等からの外部資金獲得額について年間 10 億円を目標とする。
 - ・ 科学研究費補助金など国の競争的資金の獲得件数について、年間 350 件を目標とする。
 - ・ 産学公連携センターにおいて、全学的な外部資金等の獲得体制の充実を図る。
 - ・ これまでの実績を踏まえ、外部資金獲得を促進するためのインセンティブ付与の方法について、充実を図っていく。
 - ・ 知的財産の権利化及び技術移転について、活用可能性に応じて、取組を一層進める。
- 寄附金の獲得
 - ・ これまでの実績を踏まえ、教育研究環境の充実のため、引き続き各部門において寄附金の獲得に向けた働きかけを行っていく。
 - ・ 寄附金による奨学金制度も含め、法人にとって安定的・より現実的な、学生の支援に資する、奨学金制度の創設に向け、具体的な検討を進める。

2 授業料等学生納付金に関する目標を達成するための措置

- 授業料等学生納付金の適切な料額決定及び確保
 - ・ 成績が特に優秀な学生に対する授業料減免制度を実施する。

3 オープンユニバーシティの事業収支に関する目標を達成するための措置

- ・ 的確な受講者のニーズの把握に努め、事業収支の改善に取り組むとともに、収支改善の指標の検討を行う。

4 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 契約の合理化・集約化等による管理的経費等の節減
 - ・ これまでの実施状況を検証し、契約の合理化・集約化等に向けて取り組む。
- 省エネの徹底
 - ・ キャンパスごとまたは部局ごとに省エネルギー対策に取り組む。
- アウトソーシングの活用
 - ・ 管理的な業務に関して、人材派遣職員の活用を行う。
 - ・ 施設管理委託などについて、導入に向けた準備を進める。
- 全学的なコスト管理の仕組み作り
 - ・ 整理・構築したインセンティブ付与の仕組みが効果を発揮し続けるよう、最新の情勢も考慮に入れ、不断の検討を行っていく。
- 業務改善
 - ・ 事務情報システムの再構築の着実な実施と、業務改善の推進を行う。

5 資産の管理運用に関する目標を達成するための措置

- 施設利用の適正化
 - ・ 学外利用者の貸付けについて、貸付スペースの拡大に向けた条件整備等の充実を図る。
- 学内施設の貸付等有効活用
 - ・ 受入方針や受入団体の基準などに基づき、さらに積極的に学外者への貸付等を実施する。
- 自己収入の増加
 - ・ 資産の管理運用による自己収入の増を目指して、運用目標を資金計画時に定める。
- 建物・設備の計画的改修
 - ・ 施設整備計画に基づき、東京都から施設費補助金等の改修財源の確保に努める。
- 知的財産の有効管理・活用
 - ・ 登録審査請求に当たり、審査基準や審査体制を構築し、適正に処理する。
- 効果的な資金運用・資金管理
 - ・ 法人の資金管理基準及び平成 19 年度資金管理計画に基づき、資金運用・資金管理を安全性、安定性等を考慮し適正に行う。

6 剰余金の適切な活用による戦略的な事業展開に関する目標を達成するための措置

- 剰余金の有効活用
 - ・ 各年度の法人の剰余金のうち、都知事が経営努力等により生じたと認める分について、法人の戦略的な事業展開及び教職員の意識改革を図ることができる活用方法により運用するとともに、絶えず検証を行う。
 - ・ 整理・構築したインセンティブ付与の仕組みが効果を発揮し続けるよう、最新の情勢も考慮に入れ、不断の検討を行っていく。

VII 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 部局の実施方針の策定
 - ・ 平成 18 年度実績を踏まえて、法人の中期計画・年度計画を具体化するため、法人の全体実施方針を踏まえて、部局の実施方針を策定する。
- 自己点検・評価の実施
 - ・ 年度計画の達成状況及び中期計画の進行状況について、法人の自己点検・評価を実施し、業務実績報告書として取りまとめる。
- 評価結果の活用
 - ・ 自己点検・評価、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価の結果については、速やかにHPなどで学内外へ公表するとともに、不断の改善につなげる。
- 第三者評価の実施
 - ・ 首都大学東京においては、認証評価機関による評価に対応するための体制を整備しながら、評価に向けた準備を進める。

Ⅷ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 広報活動の積極的展開に関する目標を達成するための措置

- 広報戦略の策定
 - ・ 大学のブランドの一層の浸透、定着を図るため、広報全体方針を策定し、戦略的な広報活動を実施する。
- 効果的な入試広報の実施
 - ・ これまでの実施結果の検証や、広報戦略、広報計画を基本に、大学の特性を踏まえ、首都大学東京においては受験生、高校1・2年生、保護者など、産業技術大学院大学においては社会人など、対象を明確にした年度計画を作成し、教職員が一体となって広報活動を実施する。
 - ・ 新たに設置されるコース・専攻等について、特に重点的、戦略的に広報活動を実施する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開の推進に関する取組み

- 自己点検・評価その他の評価結果の公表
 - ・ 平成18年度の自己点検・評価の結果について、速やかにホームページなどで学内外へ公開する。
- 学内情報の公開
 - ・ 広報刊行物・ホームページなどを活用し、法人及び大学に関する情報発信を積極的に行う。
 - ・ 財務諸表などの法人の経営状況等を示す資料や大学の教育研究活動等に関する資料などについて、ホームページなどで学内外に公開する。
 - ・ 目的に応じたシーズ集を作成する。
- 情報公開
 - ・ 東京都情報公開条例等に基づき、情報公開請求に適切に対応する。

(2) 個人情報の保護に関する取組み

- ・ 東京都個人情報の保護に関する条例等に基づき、適正な個人情報の保護を行う。

3 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 老朽施設の計画的な維持更新
 - ・ 施設整備計画に基づき、東京都からの施設費補助金等の改修財源を適切に確保する。
 - ・ 南大沢キャンパスの中央監視盤改修工事を完了させる。
 - ・ 東京都と連携し、日野キャンパスの施設整備を円滑に実施する。
- 既存施設の適正かつ有効な活用
 - ・ 既存施設について、利用状況を把握し、スペースの有効活用を進める。
 - ・ 空き施設等の外部貸出を、さらに積極的に行う。
 - ・ 施設の維持・管理費と料金収入について、これまでの検証を踏まえ、見直しに向けた検討を行う。

4 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 全学的な安全衛生管理体制の整備
 - ・ 全学的な安全衛生管理体制のもとで、安全教育の充実に取り組む。
 - ・ 放射線などの危険防止に向け、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、毒劇物等の保管状況の点検などの取組を適切に行う。
 - ・ 実験廃液や廃棄物の適正処理など、環境保全に十分な配慮を行う。
- 災害等に対する危機管理体制の整備
 - ・ 法人内の危機管理組織を充実させるとともに、全キャンパスの危機管理マニュアルを整備する。
- 損害保険の設定
 - ・ 事故や災害のリスク等を踏まえ、法人の財産や人命等に係る損害保険を設定する。

5 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) 環境への配慮に関する取組み

- ・ 環境負荷の低減や循環型社会の実現に寄与する活動を推進する。
- ・ 教育研究活動により生じるものも含め廃棄物の適正管理を徹底する。

(2) 法人倫理に関する取組み

- ・ セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止に向けた研修体系を確立するとともに、防止体制の充実を図る。
- ・ キャンパスごとに必要な研究安全倫理委員会を設置し、研究に対する倫理的な配慮を確保する。

IX 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
別紙

X 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

40 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。

XI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

XII 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
南大沢キャンパス中央監視盤改修等	総額 1,749 百万円	施設費補助金

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	14,378
施設費補助金	1,749
自己収入	5,370
授業料及入学金検定料収入	5,187
その他収入	183
外部資金	1,436
計	22,933
支出	
業務費	19,678
教育研究経費	12,532
管理費	7,146
施設整備費	1,749
外部資金研究費	1,436
効率化推進積立金	70
計	22,933

[人件費の見積り]

期間中総額 11,006百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 効率化推進積立金は、法人の効率的な運営の推進を図ることにより、今後の標準運営費交付金の逡減に備え、新たに生じる必要な需要に適確に応えることを目的として積み立てる基金である。

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	21,228
經常費用	21,228
業務費	18,082
教育研究経費	4,499
受託研究費等	1,352
役員人件費	86
教員人件費	9,589
職員人件費	2,556
一般管理費	2,708
減価償却費	438
収入の部	21,298
經常収益	21,298
運営費交付金収益	14,138
授業料収益	4,376
入学金収益	594
検定料収益	217
受託研究等収益	1,392
その他収益	184
資産見返運営費交付金等戻入	115
資産見返物品受贈額戻入	282
純利益	70
総利益	70

注) 総利益70百万円は、効率化推進積立金相当額である。

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	22,933
業務活動による支出	20,790
投資活動による支出	2,073
翌年度への繰越金	70
資金収入	22,933
業務活動による収入	21,178
運営費交付金による収入	14,378
授業料及入学金検定料による収入	5,187
受託研究等収入	1,436
その他の収入	177
投資活動による収入	1,749
施設費補助金による収入	1,749
財務活動による収入	6
前年度よりの繰越金	0

注) 翌年度への繰越金70百万円は効率化推進積立金相当額である。

〔別 表〕法人の組織

1 教育研究組織

(1) 首都大学東京

学部
都市教養学部 都市環境学部 システムデザイン学部 健康福祉学部
大学院
人文科学研究科 社会科学研究科 理学研究科 工学研究科 都市科学研究科 保健科学研究科 (以下、平成 18 年度開設の研究科) 人文科学研究科 社会科学研究科 理工学研究科 都市環境科学研究科 システムデザイン研究科 人間健康科学研究科
基礎教育センター
オープンユニバーシティ

(2) 産業技術大学院大学

大学院
産業技術研究科

(3) 東京都立大学

学部
人文学部 法学部 経済学部 理学部 工学部
大学院
人文科学研究科 社会科学研究科 理学研究科 工学研究科 都市科学研究科

(4) 東京都立科学技術大学

学部
工学部
大学院
工学研究科

(5) 東京都立保健科学大学

学部
保健科学部
大学院
保健科学研究科

(6) 東京都立短期大学

学科
文化国際学科 経営情報学科 1 部 経営情報学科 2 部 経営システム学科 都市生活学科 健康栄養学科
専攻科
都市生活学専攻 健康栄養学専攻

2 事務組織（平成19年4月改正）

経営企画室
企画課 財務課 教育研究支援課
総務部
総務課 施設課 会計管理課 文系管理課 理系管理課 システムデザイン学部管理課 健康福祉学部管理課 学長室
産学公連携センター
学生サポートセンター
学生課 就職課 相談課
基礎教育センター事務室
教務課 入試課
オープンユニバーシティ
オープンユニバーシティ事務室
図書情報センター
図書情報センター事務室
文系事務部
学務課
理系事務部
学務課
システムデザイン学部事務部
学務課
健康福祉学部事務部
学務課
産業技術大学院大学管理部
管理課